

## 【第10次鈴鹿市高齢者福祉計画（2024～2026年度）案に係る意見公募手続の結果一覧】

■意見募集期間 令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで

■提出者数 3人

■意見数 23件

No.	ページ番号	意見の内容	修正の有無	回答
第1章				
1	1	「1 計画策定の背景と目的」について、地域包括ケアのことが記述されていますが、鈴鹿市は地域包括ケアシステムを高齢者の施策と位置付けていますが、若年性認知症や医療的ケア児を考えると、そのような方々を包含した考えにするべきではないでしょうか。以下各取り組みを読んでも、その点が記載されていませんし、地域福祉計画（案）においても読み取れず、市の施策で谷間になると危惧します。	無	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、若年性認知症の方の社会参加の機会の確保は、国または地方公共団体が施策を講じるものとしており、本計画においても、認知症施策の対象に含めて考えています。 また、在宅医療・介護連携推進事業においては、高齢期のケアを念頭に置いた環境整備を進めている一方で、本計画への記載はありませんが、ライフステージを問わず必要な人が利用できるシステムとして、他分野との連携も進めます。
2	1～3	第1章「1 計画作成の背景と目的」では、高齢者福祉に係わる諸般の事情を考慮した施策であることは理解しますが、まちづくり基本条例との関係が記述されていません。次ページ下図では、鈴鹿市総合計画2031の上位に位置する鈴鹿市まちづくり基本条例との関係が記述されていません。 鈴鹿市まちづくり基本条例～鈴鹿市総合計画2031～第10次鈴鹿市高齢者福祉計画間での整合（一貫性）を図った証をお示し下さい。 また、整合に伴う同期化が第10次高齢者福祉計画と総合計画2031の間で見えてきません。どのように整合させるのですか。説明願います。	無	本計画は、老人福祉法第20条の8の規定により、策定が市町村に義務付けられている計画であり、本計画の策定にあたっては、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づく、まちづくりの指針となる「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランに位置づけています。 また「鈴鹿市総合計画2031」と基本施策（目標）や成果指標を同じにすることで、整合性を図っています。
3	4	「4 日常生活圏域」について、説明文章の中に「地域福祉計画」に関する記述がないのはなぜでしょうか。ここで示されている図を、地域福祉計画においても記載すべきです。	無	日常生活圏域については、鈴鹿亀山地区広域連合が、事業を進めるにあたり、本市の地域づくり協議会の活動地域を考慮して設定したものです。本計画で、地域福祉計画に関する記載はございませんが、本計画の庁内委員会で意見調整を行うなど、各計画間で整合性を取りながら策定したものです。
第2章				
4	14～16	「4 第9次計画の取組からみた課題」。この7項目に及ぶ課題に対する市民の反応は如何なものであったのでしょうか。市民の反応を記録した資料があれば開示下さい。	無	ここで挙げた課題は、本策定委員会や関係者が参加する各種会議でのご意見、54ページ以降に記載の高齢者介護に関するアンケート調査等の結果を踏まえ、整理しています。
第3章				
5	17	第3章「1 基本理念及び基本目標」で記載の基本理念は、まちづくり基本条例9条のまちづくりの視点とどのように繋がるのでしょうか。その関係をお示し下さい。	無	本計画は、老人福祉法第20条の8の規定により、策定が市町村に義務付けられている計画であり、本計画の策定にあたっては、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づく、まちづくりの指針となる「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランに位置づけています。 また「鈴鹿市総合計画2031」と基本施策（目標）や成果指標を同じにすることで、整合性を図っています。
6	18	基本目標1「地域包括ケアシステムの推進」の1項目目。「自立した」を「自己の意思が尊重される」に修正。	有	「自立した生活が営めるよう」を「自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう」に修正します。
7	19	基本目標2「認知症施策の推進」本文3行目。「…バリアフリーの推進」と「意思決定の支援と権利利益の保護…」の間に、「社会参加の機会の確保」を加筆。	有	ご意見のとおり修正します。

No.	ページ番号	意見の内容	修正の有無	回答
第3章				
8	20	成果指標3「要介護を受けた方のうち、在宅生活をしている方の割合」について。在宅生活をしている方の割合を増やしていくことを生活支援の成果とする指標ですが、その数字の背景には、「経済面で入所が難しい」、「親族からの反対があり在宅でみていくしかない」といった、在宅生活を継続せざるを得ない事例もあることをご理解いただき、生活支援の取り組みを進めて下さることを願っております。	無	基本目標3「高齢者の生活支援の充実」の成果指標3「要介護認定を受けた方のうち、在宅生活をしている方の割合」については、基本理念に掲げる「誰もが住み慣れた地域で…」を目指し、多くの方が引き続き、ご自宅等住み慣れた場所で生活できる社会を目指し、設定した指標となります。 目標の達成度を図る指標とさせていただきますが、ご指摘のような背景があることも理解し、取組を進めてまいります。
9	21	「(1)3層での取り組みによる地域包括ケアシステムの深化・推進」について。記述は高齢者であり高齢の認知症の取組の説明に読めますが、若年性認知症に関しても触れる必要があるのではないのでしょうか。 5段落目に「また、地域づくり協議会や地区民児協、民間団体などの地域主体の活動団体を生活支援コーディネータが選出し、協議体として会議を開催します。」とありますが、鈴鹿市はこれまで地域の自治を担ってきた自治会長会などの存在をどう考えているのでしょうか。地域づくり協議会に自治会から参画があるからと、市が一方向的に決めつけることは、住民主体の取組ではないと考えます。	無	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において若年性認知症の方の社会参加の機会の確保は、国または地方公共団体が施策を講じるものとしており、本計画においても、認知症施策の対象に含めて考えています。 また、自治会については、地域における活動を進める上で、大きな役割を持っていただいていると認識しており、地域づくり協議会の構成団体に含めて、表記をしております。
10	23	「図3-2-2」について。「地域づくり協議会(自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ)」という表現がありますが、市内すべてで同様の構成になっているのでしょうか。そうではない地域が存在するときに、この記載は不適切になると考えます。	有	「地域づくり協議会(自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなど)」に修正します。
11	24	「(2)協働と役割分担による地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」について。4段落目の内容について、策定委員会を傍聴しましたが地域づくり協議会について「地域により熱量が違う」ということが発言にあったと記憶します。 鈴鹿市としてこのように書き込むにあたり、地域協働課および関係団体等と内容について共有して大筋の合意を取っているのでしょうか。 「図3-2-3」について、互助のところ「自治会」の記載を外しているのはなぜでしょうか。	有	本計画の策定にあたって、地域づくり協議会の担当部署である地域協働課も本計画の庁内委員会に参画の上、計画案の調整を行っています。 また、図3-2-3について自治会は、地域づくり協議会を構成する団体であり、No.10のご意見への対応と同じような趣旨で修正します。
第4章				
12	29	「(3)地域資源を活用した支援体制づくり」について。主な取り組みの中「地域づくりの支援」がありますが、地域課題の解決を自治会が積極的に行っているところもあると考えますが、鈴鹿市はどのように考えていないということでしょうか。自治会への支援も記載すべきと考えます。	無	自治会については、地域における活動を進める上で、大きな役割を持っていただいていると認識しており、地域づくり協議会を構成する団体として捉えています。
13	30~33	「2医療・介護連携の推進」について。鈴鹿亀山広域連合について、位置づけがはっきりしませんが、鈴鹿市として広域連合の解消を念頭に置いているという理解でよろしいのでしょうか。	無	本計画は、鈴鹿亀山地区広域連合が策定する第9期介護保険事業計画と一体的に策定しており、本計画の第4章「施策の展開」において、本市や鈴鹿市社会福祉協議会、鈴鹿亀山地区広域連合が実施する取組やその内容を記載しています。
14	32	主な取組「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」について。第9次計画では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護などの充実を図りますという記述がありましたが、本計画では削除されています。ページ番号101第9次計画の取り組み状況によれば、令和4年度の選定審査の結果、未選定だったとのことですが、母を自宅で看取った経験から、在宅介護の継続には夜間などにも対応していただける介護や看護、及び往診等の支援が命綱になります。応募や選定に係る課題を分析し、実現可能な提供体制の設計をご検討いただき「切れ目のない」支援体制の構築を推進していただくよう切望します。	無	本計画には、介護サービス提供体制の確保等のための施設整備に関しては記載していませんが、鈴鹿亀山地区広域連合が、本計画と一体的に策定している第9期介護保険事業計画において位置づけており、計画的に施設整備を進めていくこととしています。

No.	ページ番号	意見の内容	修正の有無	回答
第4章				
15	36	主な取組「住民主体の通いの場などの充実を促進」について。事業内容を考えれば、市内に暮らす方々に地域差が生まれないように、鈴鹿市は支援ではなく、推進する立場と考えます。まだ設立等が進んでいない地域においては、住民ではなく市が立ち上げる必要があると考えます。	無	住民主体の取組を進めるにあたり、行政が担うべき役割を「支援」と表記しております。
16	39	「(1) 認知症予防の推進」本文3行目。以下のように修正。「また、…認知症ケアパスやICTの活用によって認知症の早期発見につなげるとともに認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても進行を穏やかにすることへつながるよう、認知症予防の取り組みを推進し、高齢者サロンや認知症カフェなどの交流の場への参加を促進します。」	有	「また、認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても…早期発見につなげます。」を以下のとおり修正します。  「また、ICTの活用によって認知症の早期発見につなげることや、認知症ケアパスを活用して早期診断・早期支援につなげるとともに、高齢者サロンや認知症カフェなどの交流の場への参加を促すなど、認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても進行を穏やかにすることができるよう認知症予防の取組を推進します。」
17	40	主な取組「「チームオレンジ鈴鹿」の活動支援」について。「認知症の人と家族のニーズを支援につなぐ」。「の人」脱字と思われます。	有	ご意見のとおり修正します。
18	41	主な取組「関係機関・当事者団体との連携の推進」について。「…課題の把握に努め、」と「政策形成へつなげます。」の間に、「当事者の視点を重視した」を加筆。	有	ご意見のとおり修正します。
19	43	「(2) 家族介護者への支援」について。第9次計画では「GPSを利用した探索サービスを利用する際の初期導入経費を補助します」との記述がありましたが、本計画では削除されています。第9次計画の取り組み状況によれば、令和4年度のサービス利用者は5人と微増ではありますが、ニーズと補助の効果があると思われます。初期導入経費の補助について再検討をお願いします。また、近年はスマートフォンの位置情報等を使った様々なアプリが開発されており、生活様式に応じた便利な機能も多くあります。これからの高齢者は、アプリの利用が身近な方もおられると思いますので、高齢者へのWEB対応の支援と併せて、各種アプリの活用推進も検討されては如何でしょうか。	無	第9次計画における「行方不明高齢者探索の支援」の取組について、本計画では、施策4の「認知症施策の推進」の中で取組を行う予定としており、GPSを利用した探索サービスについては、40ページの記載のとおり継続して実施する予定です。また、ICTの活用については、QRコードを利用した見守り事業などを行っておりますが、有効なツールの活用については、今後も検討してまいります。
20	46	「(3) 成年後見制度等の利用促進」について。2023年3月に最高裁判所が公表した成年後見に係るデータ(令和4年1月～12月)によると、制度利用開始原因で最も多いのは認知症で63.2%でした。制度利活用以前の大きな課題として、本人の権利擁護に関わる人たち(司法関係者、後見人等)への認知症の理解を深める教育・研修を進めていくことなどが重要で、成年後見制度利用促進にあたっては、当事者等様々な関係者から幅広く意見を聴取していただくことが大切だと思います。	無	今後、高齢者人口が増加する中で、認知症高齢者など自身の意思表示が困難な方に対する権利擁護はますます重要になると認識しております。ご意見をいただきましたように、成年後見制度利用促進にあたっては、関係者からの意見を踏まえ進めてまいります。
21	48	「7 住まいを中心とした環境整備」について。(3)と(4)に関係しますが、取り組みの中に“身近な地域で生活する”という視点がありません。移動困難の前に高島市などで取り組まれている“歩いて暮らせる”という視点から、まちの構成を考えることも大切ではないでしょうか。	無	ご意見として承ります。今後まちづくりを考える上で、参考にさせていただきます。

No.	ページ番号	意見の内容	修正の有無	回答
第5章				
22	51	第5章「2 計画の進行管理」について。「本計画は…担当部局による…内部評価結果をもとに、毎年、鈴鹿市高齢者施策推進協議会において点検・評価し、…翌年度以降の事業改善につなげます。」とあります。 市長が市政運の方針で表明された①「対話と協働」②「市民の声を反映した組織づくり」が見えてきません。市民が実感できる証をお示し下さい。	無	本計画には成果指標を定め、その達成に向けて、毎年、内部評価に加え、鈴鹿市高齢者施策推進協議会による進行管理も行います。 この鈴鹿市高齢者施策推進協議会には、有識者や医療、福祉、介護関係者のほか、公募による市民委員にも参画いただき、事業評価を実施することとしております。
その他				
23		地域福祉計画（案）との関係も含めて、若年性認知症や医療的ケア児への対応など、整理すべき点が多々あると考えます。福祉の各種計画との関連性や、地域づくり協議会関係の整理などを行わなければいけないのではないのでしょうか。	無	ご意見として承ります。今後施策を進める上での参考にさせていただきます。

※ページ欄に記載のページ数は、パブリックコメント実施時の計画（案）のページです。